

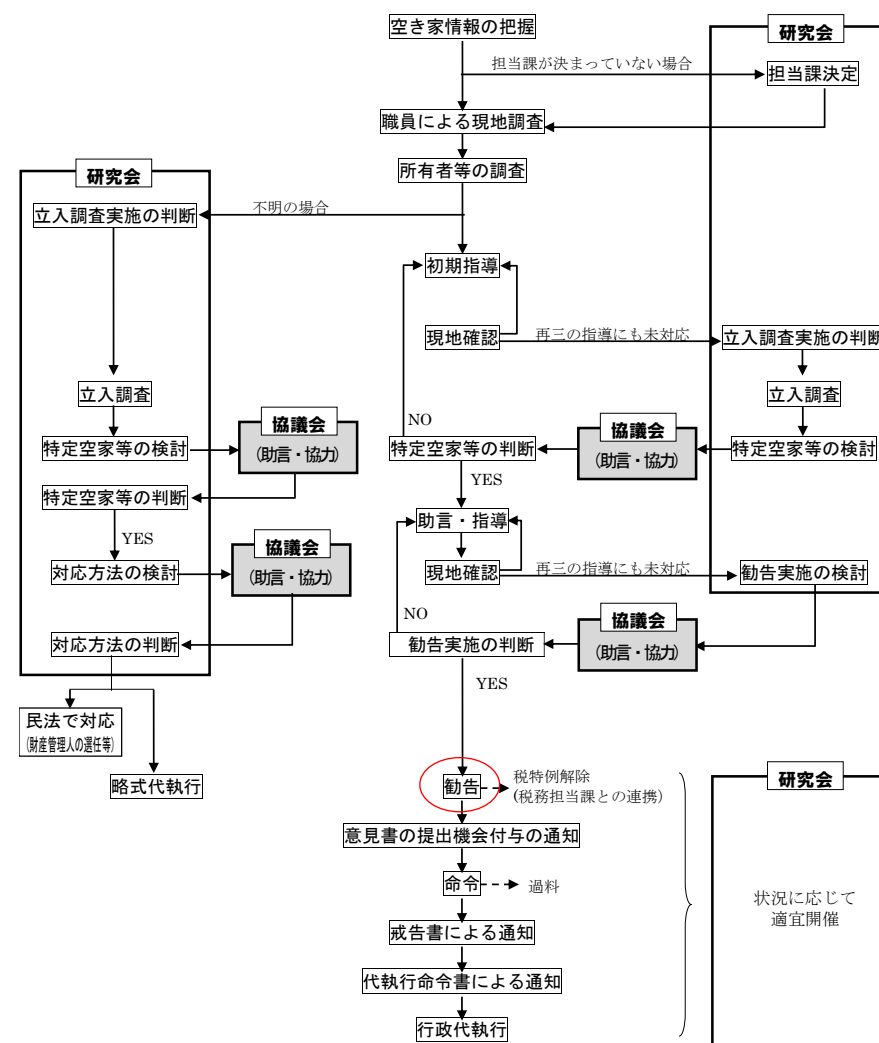
勧告実施物件の状況と今後の方針

再三の指導に応じないため、法定指導を実施した。これに対しても所有者の反応がないため、勧告及び固定資産税の住宅用地特例除外の通知を実施した。訪問可能な住所に転居したため、訪問指導を継続。

《経過及び方針》

平成 31 年 3 月 1 日	特定空家等指定通知
令和元年 7 月 19 日	助言通知（1 回目）
令和 2 年 6 月 22 日	助言通知（2 回目）
令和 3 年 11 月 16 日	協議会で対応方針決定
令和 4 年 1 月 28 日	助言通知（3 回目）、意向調査票送付
令和 4 年 7 月 21 日	専門部会で法定指導及び勧告の方針決定
令和 4 年 11 月 16 日	法第 22 条に基づく指導通知
令和 4 年 12 月 23 日	庁内研究会で勧告の方針決定
令和 5 年 1 月 26 日	本協議会の助言・協力を受け、勧告を決定
令和 5 年 4 月 27 日	勧告事前通知（勧告決定の通知）
令和 5 年 8 月 16 日	所有者宅を訪問（1 回目）不在
令和 5 年 9 月 28 日	所有者宅を訪問（2 回目）不在
令和 5 年 11 月 13 日	庁内研究会で勧告前の意見照会
令和 5 年 12 月 13 日	勧告及び固定資産税の住宅用地特例の除外通知
令和 6 年 7 月 7 日	訪問日を事前送付
令和 6 年 7 月 17 日	所有者宅を訪問（3 回目）不在

特定空家等に対する措置フロー



※研究会：犬山市空家等問題対策研究会
 ※協議会：犬山市空家等問題対策協議会